

## 消費者被害から身を守ろう！

「自分はだまされないから大丈夫」などと思っけていても、悪質業者は巧みな言葉で近寄ってきます。消費者被害にあわないためにも、普段から情報を得ること、そして周りの人たちにも知らせてあげることが大切です。それでも被害にあってしまったときには、一人で悩まず消費生活相談窓口へご相談ください。

### ◇悪質商法に気をつけて！

「健康食品等の送りつけ商法」（主な悪質商法の例）

突然、知らない業者から「注文のあった健康食品を送ります」という電話があった。頼んだ覚えはないと断ったのに、「確かに注文している。支払わないと訴える」と言われて、後日代金引換で商品が届いた。

☆こんなときどうする？

→頼んだ覚えのないものは、はっきりと断りましょう。

一方的に送られてきた場合でも、安易に受け取らないようにしましょう。

やむを得ず受け取ってしまった場合でも、クーリング・オフが出来る場合があります。近くの相談窓口へ相談しましょう。

### ◇遠隔操作によるプロバイダ変更に伴うトラブルが急増

突然、自宅に電話があり「料金が安くなる」、「セキュリティが向上する」などと言って勧誘され、大手通信会社と思い込み契約。

大手通信会社ではないことがわかり、解約を申し出ると違約金を請求された。  
（注意！）

通信回線には特定商取引法が摘要されませんので、電話勧誘された際にはクーリング・オフができません。契約書面も交付されず、口頭で契約が成立してしまいます。甘い言葉に惑わされず、安易に契約をしないようにしましょう。

### ◇うっかり契約をしてしまったら・・・

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば、消費者が無条件で一方的に契約を解除できる制度、「クーリング・オフ制度」を活用しましょう。ただし、すべての取引内容がクーリング・オフで解除できるわけではないので、困ったときはお近くの消費生活相談窓口、消費生活センターへ相談してください。

◇「悪質訪問販売お断り」シールを活用ください

悪質な訪問販売などで困ったときにはすぐに連絡できるよう、相談窓口の電話番号が印刷されたシールを下記の場所に設置しています。

・役場観光課、富田事務所、日置川事務所

◇ご相談・お問い合わせ先

役場観光課観光商工係 TEL 43-6588

和歌山県消費生活センター紀南支所 TEL 24-0999

#### 白浜町における消費者行政事業の推進について

当町における消費者相談件数は、年々増加傾向にあり、また悪質業者の手口は年々複雑化・巧妙化しており、消費者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります

これらに対応するべく、和歌山県県民生活課を始め、県消費生活センターならびに町内関係機関・団体等と連携をしながら、消費者被害防止のための啓発に取り組んでいるところでございます。

一人ひとりの暮らしを守るため、今後も当町における消費者行政の活性化に努めてまいりたいと考えてございます。

白浜町長 井潤 誠